

令和 7 年

第 1 2 回

伊勢原市農業委員会総会議事録

開催日 令和 7 年 2 月 2 7 日（木）

伊勢原市農業委員会

第 1 2 回伊勢原市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和 7 年 2 月 2 7 日（木）午前 1 0 時 4 5 分から 1 1 時 3 3 分まで
- 2 開催場所 伊勢原市役所 2 階 2 C 会議室
- 3 委員在任定数 9 名
 - 1 梶 政博
 - 2 重田 千秋
 - 3 古屋 幸男
 - 4 今井 恵美子
 - 6 田中 真紀子
 - 7 麻生 伸一
 - 8 越水 一雄
 - 9 大木 克美
 - 1 0 鈴木 雅之
- 4 出席委員数 9 名（その他、農地利用最適化推進委員 1 0 名出席）
- 5 欠席委員数 0 名
- 6 署名委員 古屋 幸男
今井 恵美子
- 7 議長 鈴木 雅之（臨時議長 大木 克美）
- 8 事務局職員出席者 田中 則行
服部 孝喜
片山 淳二
岡部 拓弥
岸 好夫
- 9 傍聴者 なし
- 11 審議内容（開会 午前 1 0 時 4 5 分）

[事 務 局] 在任定数 9 名、出席委員全員により定足数に達していることを報告します。

[議 長] 只今より第 1 2 回伊勢原市農業委員会総会を開催します。
本日の審議事項は、報告 5 件、議案 4 件となっております。

[議 長] 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。

[事 務 局] 相続等によって農地の権利を取得したときに届出が必要となります。
報告第 1 号のとおり、成瀬地区で 3 件の届出を受理しました。
なお、第三者への斡旋についての希望はありませんでした。

[議 長] 何か質問がございましたらお願いします。
【 質問なし 】
無いようですので、次に移ります。

- [議長] 報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、農地以外のものにすることは、届出をすることとされています。
- 報告第2号のとおり、大田地区の1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。
- なお、報告第2号の1については、一般個人住宅へ転用したものです。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
- 【 質問なし 】
- 無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 市街化区域内にある農地について、土地の権利移動を伴って農地以外のものにすることは、届出をすることとされています。
- 報告第3号のとおり、伊勢原地区で1件、大山高部屋地区で13件、成瀬地区で1件、大田地区で1件について、専決により届出を受理しましたので報告します。
- 届出内容について、補足します。
- 報告第3号の1については、一般個人住宅へ転用したものです。
- 報告第3号の2から3については、一般個人住宅として転用を行うものです。
- 報告第3号の4から16については、産業用地として転用を行うものです。
- [議長] 何か質問がございましたらお願いします。
- 【 質問なし 】
- 無いようですので、次に移ります。
- [議長] 報告第4号 農地法第18条第6号の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。
- [事務局] 農地の賃貸借を貸し手・借り手の合意により解約した場合は、農地法第18条第6項の規定に基づき合意解約した旨の通知を農業委員会に行うこととされています。
- 報告第4号のとおり、高部屋地区1件、比々多地区1件について、専決により通知を受理しましたので報告します。
- 通知内容について、補足します。
- 報告第4号の1については、借り手にとって使い勝手が悪かったため解約に至ったもの、報告第4号の2については、貸借農地を変えるため解約に至ったもので、新たに貸借する農地は、議案第3号の4として上程している農地となります。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、次に移ります。

[議長] 報告第5号 生産緑地の取得のあっせんについて、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 生産緑地の指定後30年が経過したため、伊勢原市長より農林業従事者に対し生産緑地の取得のあっせんについて、申出があったので報告します。

報告第5号の1のとおり、対象の生産緑地は、東大竹字千津の2筆、合計面積は703平方メートルです。

地元の農林業従事者の中で取得希望者がいる場合は、令和7年3月5日までに、農業委員会事務局へ連絡をお願いします。

なお、連絡がない場合には、土地取得希望者が無いものとして、市長に報告をさせていただきます。あっせん申出日の3ヶ月経過後に行為制限解除となります。

[議長] 何か質問がございましたらお願いします。

【 質問なし 】

無いようですので、続きまして議案に移ります。

議案第1号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 租税特別措置法において「農業を営んでいた被相続人から農地を相続や遺贈によって取得し、農業を営む場合または特定貸付けを行う場合には、相続人が農業の継続または特定貸付けを行っている場合に限り、その納税が猶予される」と規定されています。

本適用を受けるためには、相続人は農業委員会から「相続人が相続税の申告期限まで農業経営を開始し、その後引き続き農業経営を行うと認められる者に該当すること」の証明を受け、税務署に提出する必要があります。

今回、成瀬地区で1件の証明願いがありました。

議案第1号の1について、申請人は高森7丁目にお住まいの方で、被相続人の妻です。対象農地は、高森7丁目に2筆、計2筆、面積629㎡が特例農地であり、また生産緑地の指定を受けております。

被相続人の生前より、被相続人、相続人、相続人の長男の3者で農業経営が行われておりました。

現在は、相続人を中心に農業経営が行われており、実働人員としては長男が精力的に耕作を行い、今後も農業経営を継続していく意思を示されております。

2月14日に相続人及び相続人の息子立会いの下、地区担当委員及び事務局で現地調査を行い、畑にはネギやブロッコリーなどの露地野菜の作付けされており、適正に管理されていました。

[議長] 事務局の説明が終わりました。議案第1号の1について、地区担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

[地区担当委員] 事務局の説明のとおり2月14日に現地確認しました。

(成瀬地区) 住宅地内の農地でしたが、大変よく耕作されており、直売所を販路とし、地元住民への提供されていることが確認されました

今夏の作付けについても計画されており、今後も農業経営が継続されることを確認しました。

[議長] 地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。

議案第1号の1について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

【 質疑なし 】

[議長] 無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第1の1について、「原案のとおり証明する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

【 挙手全員 】

[議長] 挙手全員。よって、議案第1の1については、「原案のとおり証明する」こととします。

[議長] 議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地の権利設定又は所有権移転をしようとする場合は、農業委員会の許可が必要です。

今回、高部屋地区で1件、大田地区で2件の申請がありました。

議案第1号の1について、申請地は下谷字下中才の2筆、面積は1,862平方メートルです。

譲受人は、経営規模拡大のため有償にて所有権移転します。

1月22日に事務局と地区担当委員で現地調査を行いました。

現在、譲受人世帯において畑が約4アールで露地野菜、田が約14アールを経営しています。

農地法第3条の3要件について、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、耕運機など栽培に必要と思われる機械があることを確認しており、申請地は譲受人の自宅から車で7分ほどの位置にあることから効率的に利用することが出来ると考えます。

また、経営農地については耕運管理を確認しており、経営農地は効率よく利用されていました。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、労働力とし

て譲受人、及び息子が農作業に常時従事しており、農業経験も40年以上あります。

要件3「地域との調和要件」として「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

議案第2号の2について、申請地は下谷字角池の1筆、1,234平方メートルです。

譲渡人は市外にお住まいの方で、譲受人は市内に拠点を構える農地所有適格法人です。

農地所有適格法人とは、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たす法人であり、申請書類やヒアリングなどで要件を満たす旨、確認しております。

経営規模拡大のため有償にて所有権を移転します。2月20日に事務局及び地区担当委員の合同で現地調査を行いました。

申請地は譲受人が経営する農地に近接しており、実体的に譲受人が耕作しておりました。双方の意向がまとまったため、今回の申請に至りました。

現在、譲受人が、田が約180アールで水稻を栽培し、農地を経営しております。

農地法第3条の3要件について、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、耕運機、田植機、コンバインなどの栽培に必要な機械があることを確認しており、申請地は前述のとおり経営農地に近接しており、自宅から車で5分ほどの位置にあることから効率的に利用することが出来ると考えます。また、経営農地については、水稻の刈り込み跡等を確認しており、経営農地は効率よく利用されていきました。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、労働力として譲受人、及び重要な使用人が農作業に常時従事しており、農業経験も15年ほどあります。

最後に、要件3「地域との調和要件」として「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

なお、農地所有適格法人が権利を取得する旨の許可を得るときは、「その耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認める場合は許可を取り消す」旨の条件を付すものとされております。そのため、許可の際はその条件を付します。

議案第2号の3について、申請地は下谷字櫻町の1筆、1, 635平方メートルです。

譲渡人は市外にお住まいの方で、譲受人は市内に拠点を構える農地所有適格法人です。

農地所有適格法人とは、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を満たす法人であり、申請書類やヒアリングなどで要件を満たす旨、確認しております。

経営規模拡大のため有償にて所有権を移転します。2月20日に事務局及び地区担当委員の合同で現地調査を行いました。

申請地は譲受人が経営する農地に近接しており、双方の意向がまとまったため、今回の申請に至りました。

現在、譲受人が、田が約180アールで水稻を栽培し、農地を経営しております。

農地法第3条の3要件について、要件1「農地のすべてを効率的に利用すること」については、トラクター、耕運機、田植機、コンバインなどの栽培に必要な機械があることを確認しており、申請地は前述のとおり経営農地に近接しており、自宅から車で5分ほどの位置にあることから効率的に利用することが出来ると考えます。また、経営農地については、水稻の刈り込み跡等を確認しており、経営農地は効率よく利用されていきました。

要件2「必要な農作業に常時従事すること」については、労働力として譲受人、及び重要な使用人が農作業に常時従事しており、農業経験も15年ほどあります。

最後に、要件3「地域との調和要件」として「周辺の農地利用に支障がないこと」については、農薬の使用方法は防除基準に従い耕作するため、影響はないものと考えます。また、地域の共同作業を行うように努めるとのことです。

なお、農地所有適格法人が権利を取得する旨の許可を得るときは、「その耕作又は養畜の事業に供すべき農地等を正当な理由なく効率的に利用していないと認める場合は許可を取り消す」旨の条件を付すものとされております。そのため、許可の際はその条件を付します。

[議長]

事務局の説明が終わりました。議案第2号の1について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]
(大山高部屋地区)

2月20日に事務局と現地確認及び農機具所有の確認をしました。
さらに24日、地区担当委員4名で現地確認等を改めて行いました。
譲渡人としても後継者がいない状況にあります。

また、譲受人が既に所有している田も良く利用していることも承知しており、その他農地についても熱心に農業をやっていることから、支障ないものと考えます。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の1について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の1について、「原案のとおり許可とする」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第2号の1については、「原案のとおり許可する」こととします。

[議長] 続いて、議案第2号の2について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]
(大田地区) 2月20日に事務局と、22日に地区担当委員4名で現地確認しました。今回、譲渡人の転居により譲渡の打診がされたものです。

譲受人は、地域で大規模に農業経営されている方の法人であることを含め、支障ないものと考えます。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の2について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の2について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第2号の2については、「原案のとおり許可する」こととします。

[議長] 続いて、議案第2号の3について、地区担当委員から補足説明がございましたらお願いします。

[地区担当委員]
(大田地区) 2月20日に事務局と、22日に地区担当委員4名で現地確認しました。譲受人は、地域で大規模に農業経営されている方の法人であることを含め熱心であり、支障ないものと考えます。

[議長] 事務局並びに地区担当委員の補足説明が終わりましたので審議に入ります。議案第2号の3について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第2号の3について、「原案のとおり許可する」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第2号の3については、「原案のとおり許可する」こととします。

[議長] 議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、「農業委員会等に関する法律」第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、該当する委員2名は一時退室をしてください。

【 該当委員2名一時退室 】

[議長] 事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の規定により、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による地域計画を定め、公告する前においては、最長で令和7年3月31日までの間、従前の例により新たに農用地利用集積計画を定めることができます。

同意市町村である伊勢原市が新たに農用地利用集積計画を定める場合は、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、「農業委員会の決定」が必要となります。

議案第3号のとおり、14件の新規設定の申出がありました。

なお、これらについて決定された場合は、利用権始期が令和7年3月1日となります。

議案第3号の1について、日向字洗水の1筆、1,123平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約20アールの規模を耕作している農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

議案第3号の2について、日向字馬場の1筆、337平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、議案第3号の1の受け手と同じ農業者となります。

議案第3号の3について、日向字落合の2筆、計1,389平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約52アールの規模を耕作している認定新規就農者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

議案第3号の4について、三ノ宮字中沢山の2筆、計1,724平方メートルの賃貸借の受け手となる者は、約147アールの規模を耕作している農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

議案第3号の5について、三ノ宮字上栗原の1筆、1,324平方メ

一トルの賃貸借の受け手となる者は、約 2 2 3 アールの規模を耕作している農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

議案第 3 号の 6 について、三ノ宮字鍛冶久保の 2 筆、同字中谷戸の 1 筆、計 2, 7 9 9 平方メートルの賃貸借の受け手となる者は、約 5 4 アールの規模を耕作している農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

議案第 3 号の 7 について、三ノ宮字上叔母様の 1 筆、1, 1 4 3 平方メートルの賃貸借の受け手となる者は、議案第 3 号の 6 の受け手と同じ農業者となります。

議案第 3 号の 8 について、三ノ宮字下原田の 1 筆、7 平方メートルの賃貸借の受け手となる者は、議案第 3 号の 6 の受け手と同じ農業者となります。

議案第 3 号の 9 について、笠窪字中瀬の 2 筆、計 1, 2 8 8 平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約 1 7 3 アールの規模を耕作している認定農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

議案第 3 号の 1 0 について、東富岡字相原の 2 筆、計 1, 0 8 0 平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約 2 4 5 アールの規模を耕作している認定農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

議案第 3 号の 1 1 について、栗窪字谷戸の 1 筆、1, 3 2 3 平方メートルの賃貸借の受け手となる者は、議案第 3 号の 3 の受け手と同じ農業者となります。

議案第 3 号の 1 2 について、下糟屋字菖蒲田の 2 筆、計 1, 1 1 0 平方メートルの使用貸借の受け手となる者は、約 9 5 アールの規模を耕作している農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

議案第 3 号の 1 3 について、沼目字砂田の 2 筆、計 1, 5 7 2 平方メートルの賃貸借の受け手となる者は、約 1 7 6 アールの規模を耕作している農業者であり、市が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想にも合致します。

議案第 3 号の 1 4 について、沼目字砂田の 1 筆、9 9 1 平方メートルの賃貸借の受け手となる者は、議案第 3 号の 1 3 の受け手と同じ農業者となります。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。議案第 3 号について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第3号について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第3号については、「原案のとおり認める」こととします。

事務局は、該当した委員2名を入室させてください。

【 該当委員2名入室 】

[議長] 議案第4号、農用地利用集積等促進計画の作成に関する要請の承認については、「農業委員会等に関する法律」第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、まず、伊勢原地区、大山地区、高部屋地区、比々多地区、成瀬地区を審議するに当たり、該当する委員2名は一時退室をしてください。

【 該当委員2名一時退室 】

[議長] 事務局から説明をお願いします。

[事務局] 農地中間管理機構である公益社団法人神奈川県農業会議が農地中間管理事業の実施により、賃借権の設定等を行おうとするときは、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定に基づき、県農業会議が農用地利用集積等促進計画を定め、神奈川県知事の許可を受ける必要があります。

同法第18条第11項の規定に基づき、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、地域農業の実態を把握している農業委員会が県農業会議に対し当計画を定めるよう要請することができるため、議案第4号のとおり、農業委員会に申し出のあった53件の貸借を順に説明します。

伊勢原地区について、議案第4号伊-1から議案第4号伊-4までは、農用地利用集積計画による貸借が令和7年4月30日で期間満了となることから、農用地利用集積等促進計画による貸借に切り替えて継続して貸借するものであり、権利の設定を受ける者は、どの者も農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する全部効率要件等を満たしております。

大山地区について、議案第4号大山-1は、農用地利用集積計画による貸借が令和7年4月30日で期間満了となることから、農用地利用集積等促進計画による貸借に切り替えて継続して貸借するものであり、権利の設定を受ける者は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する全部効率要件等を満たしております。

高部屋地区について、議案第4号高-1から議案第4号高-7は、農用地利用集積計画による貸借が令和7年4月30日で期間満了となるこ

とから、農用地利用集積等促進計画による貸借に切り替えて継続して貸借するものであり、権利の設定を受ける者は、どの者も農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する全部効率要件等を満たしております。

比々多地区について、議案第4号比-1から議案第4号比-26は、農用地利用集積計画による貸借が令和7年4月30日で期間満了となることから、農用地利用集積等促進計画による貸借に切り替えて継続して貸借するものであり、権利の設定を受ける者は、どの者も農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する全部効率要件等を満たしております。

成瀬地区について、議案第4号成-1から議案第4号成-7は、農用地利用集積計画による貸借が令和7年4月30日で期間満了となることから、農用地利用集積等促進計画による貸借に切り替えて継続して貸借するものであり、権利の設定を受ける者は、どの者も農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に規定する全部効率要件等を満たしております。

議案第4号成-8は、地域計画区域外の農地3筆を使用貸借するもので、権利の設定を受ける者は、目標地図に位置付けられている認定農業者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号に規定する全部効率要件等を満たしております。

[議長] 事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。

議案第4号のうち伊勢原地区から成瀬地区について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

[議長] 【 質疑なし 】

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第4号のうち伊勢原地区から成瀬地区について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長] 【 挙手全員 】

挙手全員。よって、議案第4号のうち伊勢原地区から成瀬地区については、「原案のとおり認める」こととします。

事務局は、該当した委員2名を入室させてください。

【 当該委員2名入室 】

続いて、議案第4号のうち大田地区においても、「農業委員会等に関する法律」第31条に規定する「議事参与の制限」に該当しますので、該当委員である議長の私は、一時退室をいたします。

なお、議長が一時退席しますので、それまでの間、「農業委員会等に関する法律」第5条第5項により大木職務代理により議事進行をお願いします。

【 議長交代、該当委員 1 名一時退出】

[議長]

議事を進めます。

(職務代理)

大田地区について、事務局から説明をお願いします。

[事務局]

大田地区について、議案第 4 号大田－1 から議案第 4 号大田－1 5 は、農用地利用集積計画による貸借が令和 7 年 4 月 3 0 日で期間満了となることから、農用地利用集積等促進計画による貸借に切り替えて継続して貸借するものであり、権利の設定を受ける者は、どの者も農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項第 2 号に規定する全部効率要件等を満たしています。

議案第 4 号大田－1 6 は、地域計画区域内の農地 8 筆、地域計画区域外の農地 1 筆を賃貸借するもので、権利の設定を受ける者は、目標地区に位置付けられている認定新規就農者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項第 2 号に規定する全部効率要件等を満たしています。

議案第 4 号大田－1 7 は、地域計画区域内の農地 1 筆を使用貸借するもので、権利の設定を受ける者は、目標地区に位置付けられている認定農業者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項第 2 号に規定する全部効率要件等を満たしています。

議案第 4 号大田－1 8 は、地域計画区域内の農地 3 筆を賃貸借するもので、権利の設定を受ける法人は、目標地区に位置付けられている農地所有適格法人、かつ、認定農業者であり、農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 8 条第 5 項第 2 号に規定する全部効率要件等を満たしています。

議案第 4 号大田－1 9 は、地域計画区域内の農地 1 筆を使用貸借するもので、権利の設定を受ける法人は、議案第 4 号大田－1 8 と同じ法人となります。

議案第 4 号大田－2 0 は、地域計画区域内の農地 1 筆を使用貸借するもので、権利の設定を受ける法人は、議案第 4 号大田－1 8 と同じ法人となります。

[議長]

事務局の説明が終わりましたので、審議に入ります。

(職務代理)

議案第 4 号のうち大田地区について、何か質問、意見がございましたらお願いします。

[議長]

【 質疑なし 】

(職務代理)

無いようですので、質疑を打ち切り、採決をいたします。

議案第 4 号の大田地区について、「原案のとおり認める」ことに賛成の委員の挙手を求めます。

[議長]

【 挙手全員 】

(職務代理)

挙手全員。よって、議案第４号のうち大田地区については、「原案のとおり認める」こととします。

事務局は、退席した該当委員を入室させてください。

【 該当委員１名入室、議長交代 】

[議長] すべての審議がおわりました。

以上を持ちまして、第１２回伊勢原市農業委員会総会を閉会といたします。

【 １１時３３分 終了 】